



みんなにとって使いやすい!

スポーツ施設の ユニバーサル デザイン化

ガイドブック

2022年度 | スポーツ庁

スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化等推進事業

目次

[本編]

はじめに	-1-
1 本ガイドブック作成の背景	1
2 本ガイドブックの内容・構成	5
(1)本ガイドブックで扱う「スポーツ」の概念	5
(2)本ガイドブックの対象	6
(3)本ガイドブックで扱うスポーツ施設	7
(4)本ガイドブックで想定する利用属性	9
(5)本ガイドブックの構成と活用方法	13
第1章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の現状	-16-
1 スポーツ施設が置かれている現状	16
(1)スポーツの実施について	16
(2)共生社会への意識について	18
(3)セクシュアルマイノリティについて	19
2 利用者からみるスポーツ施設の現状	20
(1)構想・計画 ～施設の考え方やあり方について～	20
(2)設計・建設 ～設備等のハード面について～	20
(3)管理・運営 ～施設を利用する際の受入環境・人的サービスについて～	21
(4)改修等	21
第2章 誰もが利用しやすいスポーツ施設のあり方	-22-
1 スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の考え方	22
2 スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の目指す未来	23
3 ユニバーサルデザイン化の推進のポイント	24
第3章 ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項	-26-
1 「構想・計画」で配慮すべき事項	28
2 「設計・建設」で配慮すべき事項	35
3 「管理・運営」で配慮すべき事項	58
4 「改修等」で配慮すべき事項	90
第4章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進にむけて	-102-
STEP① スポーツ施設の構想・計画の策定	102
STEP② 様々な利用者属性に配慮した設計・建設	103
STEP③ 適切な管理・運営の実施	105
STEP④ ユニバーサルデザイン化の取組状況の確認	107
STEP⑤ ユニバーサルデザイン化の取組見直し・改善	110
STEP⑥ 施設の利用状況に合わせ改修等の実施	112

[資料編]

1 ユニバーサルデザイン化の推進に向けたチェックシート

- (1)「構想・計画」チェックシート
- (2)「設計・建設」チェックシート
- (3)「管理・運営」チェックシート

2 利用属性ごとのリスクと望まれる配慮事項

- | | |
|------------|-----------------|
| (1)利用属性の全般 | (9)発達障害 |
| (2)高齢 | (10)子育て親世代 |
| (3)肢体不自由 | (11)女性(妊婦/一般女性) |
| (4)視覚障害 | (12)子ども |
| (5)聴覚障害 | (13)外国人 |
| (6)内部障害 | (14)LGBTQ+ |
| (7)知的障害 | (15)上記以外の属性 |
| (8)精神障害 | |

3 スポーツ施設内の各場所に望まれる配慮事項

- | | |
|---------------|------------|
| (1)全般 | (8)廊下 |
| (2)グラウンド | (9)更衣室 |
| (3)体育館(アリーナ内) | (10)トイレ |
| (4)プール等 | (11)シャワー室 |
| (5)トレーニング室・ジム | (12)託児・保育室 |
| (6)駐車場 | (13)カフェ等 |
| (7)入口・受付 | (14)その他 |

4 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に活用できる支援策

5 その他、参考となるガイドブック等の紹介

[事例編]

- 01 日本財団パラアリーナ(東京都品川区)
- 02 袋井市総合体育館(さわやかアリーナ)(静岡県袋井市)
- 03 鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア(鳥取県鳥取市)
- 04 武豊町屋内温水プール(CCNCプールたけとよ)(愛知県武豊町)
- 05 舞鶴文化公園体育館(京都府舞鶴市)
- 06 シェルターインクルーシブプレイスコパル(山形県山形市)
- 07 武蔵野の森総合スポーツプラザ(東京都調布市)
- 08 かみす防災アリーナ(茨城県神栖市)
- 09 北九州市障害者スポーツセンターアレアス(福岡県北九州市)
- 10 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール(神奈川県横浜市)
- 11 勤労身体障害者教養文化体育館 SAGA パラスポーツセンター(佐賀県佐賀市)
- 12 日野市立南平体育館(東京都日野市)
- 13 町田市立陸上競技場(町田 GION スタジアム)(東京都町田市)

1 本ガイドブック作成の背景

●ユニバーサルデザインとは、どのような考え方なのか？

ユニバーサルデザイン(Universal Design)とは、「普遍的な」という意味を持つ“ユニバーサル”が示しているように、身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が利用しやすいようにつくられたデザインのこと。

この「デザイン」は、目に見える部分だけではなく、構造やシステム等も含む広い意味で使われています。この言葉や考え方は、昭和 55(1980)年代にノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則(指標)が提唱されています。

ユニバーサルデザインの7つの原則(指標)

1. **公平性** 誰でも使えて手にいれることができる
2. **自由性** 柔軟に使用することができる
3. **単純性** 使い方が簡単にわかる
4. **わかりやすさ** 使う人に必要な情報が簡単に伝わる
5. **安全性** 間違えても重大な結果にならない
6. **省体力** 少ない力で効率的に、楽に使える
7. **スペースの確保** 使うときに適当な広さがある

●なぜ、スポーツ施設において、ユニバーサルデザインの考え方が必要なのか？

スポーツ基本法において、スポーツ施設についての基本理念が、以下のとおり、示されています。

[スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)]

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

この基本理念に基づき、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツをすることができる環境を整備していくことが求められます。

このスポーツ施設についての基本理念を実現していくためには、地方公共団体や地域の団体、住民等と十分に連携して、ハード面の整備に加え、ソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のユニバーサルデザイン化を推進していくことが重要となります。

●東京大会を契機としたスポーツを通じた共生社会の実現に向けて…

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となりました。

こうした姿は、スポーツを「する」「みる」「ささえる」を通じて東京2020大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させました。大会を通じた共生社会に対する理解・関心の高まりと、大会によるスポーツの機運向上を契機とし、誰もがスポーツに参画できるような機会の創出・意識の醸成等に取り組んでいくことがこれから求められます。

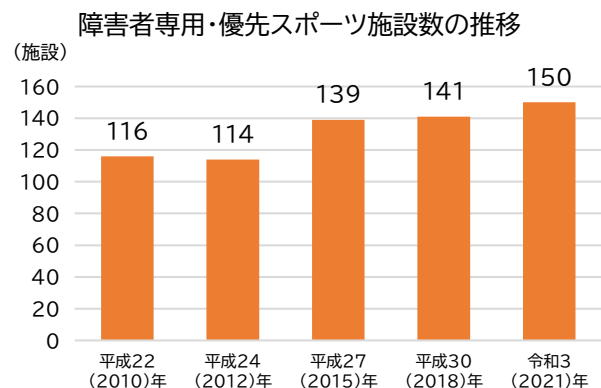
そのために、共生社会の実現に向けた取組を東京大会前後の一過性のものとするのではないよう、スポーツを実施者の多様なニーズを踏まえた環境整備の促進を図っていくことが大事となります。

●誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場づくりとは？

[従来のスポーツ施設の考え方]

○障害者優先スポーツ施設の整備

これまでの日本のスポーツの現場では、障害のある人となない人を分けてスポーツをすることが多く見受けられました。そのため、スポーツ施設において、社会体育施設の他に、障害者等が優先して利用することができる障害者優先スポーツ施設等が整備されてきました。しかし、全国にこのような施設が整備されている訳ではなく、身近な場所にはまだまだ少ない現状があります。



(出典)笹川スポーツ財団「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」

○障害者「専用型」から、「共用型」への変化

ノーマライゼーション、インクルージョン、生涯スポーツ等の福祉的、教育的理念の普及を背景に、スポーツ施設のあり方も、障害者と介助者のみが利用できる障害者「専用型」から障害者、高齢者を優先としながらも健常者も利用できる「共用型」へと変化してきました。

また、地域によっては、少子高齢化や人口減少、スポーツ施設の老朽化等によって、スポーツ施設の維持・管理が難しくなり、公共施設を集約することも余儀なくなっています。

[これからのスポーツ施設のあり方]

○誰もが気軽にスポーツに親しむことができる「場」づくりへ

日本における障害者スポーツは、「分離」から「インテグレーション(統合)」、さらに「インクルージョン(包摂)」の順に概念が導入され、具現化されてきました。公共施設においても、近年「バリアフリー」から、「ユニバーサルデザイン」の考え方への転換も始まっています。

また、健常者においても、性別や年齢、その時置かれている環境によっても、身体的な状況に違いが生まれることから、いつでも気軽に利用しやすい環境づくりが求められます。

このようなことから、これからのスポーツ施設のあり方は、**誰もが気軽にスポーツに親しむことができる「場」として構築していくこと**が重要となります。



バリアフリーとユニバーサルデザインの違いとは…

バリアフリーとユニバーサルデザインにどのような違いがあるのか、考え方を整理します。

まず、障害者基本計画(平成14(2002)年12月閣議決定)において、それぞれの考え方が以下のとおり記載されています。

～障害者基本計画(平成14(2002)年12月閣議決定)～

○バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

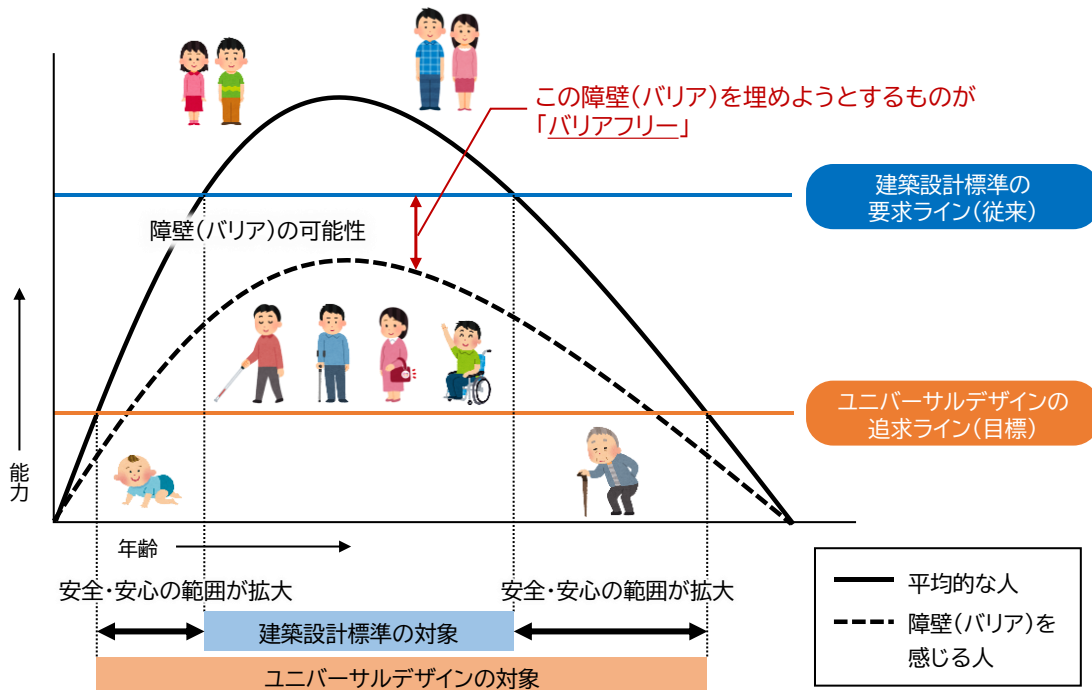
この内容を簡単に整理すると、バリアフリーとユニバーサルデザインでは、「対象者」と「目的」が異なることがわかります。

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	障害者・高齢者	すべての人
目的	社会的な障壁をなくすこと	使いやすさを重視したデザイン

標準的な設計の要求ラインに伴い、障害者や高齢者など社会的な障壁をなくすこと、埋めようとするものが、「バリアフリー」であると言えます。

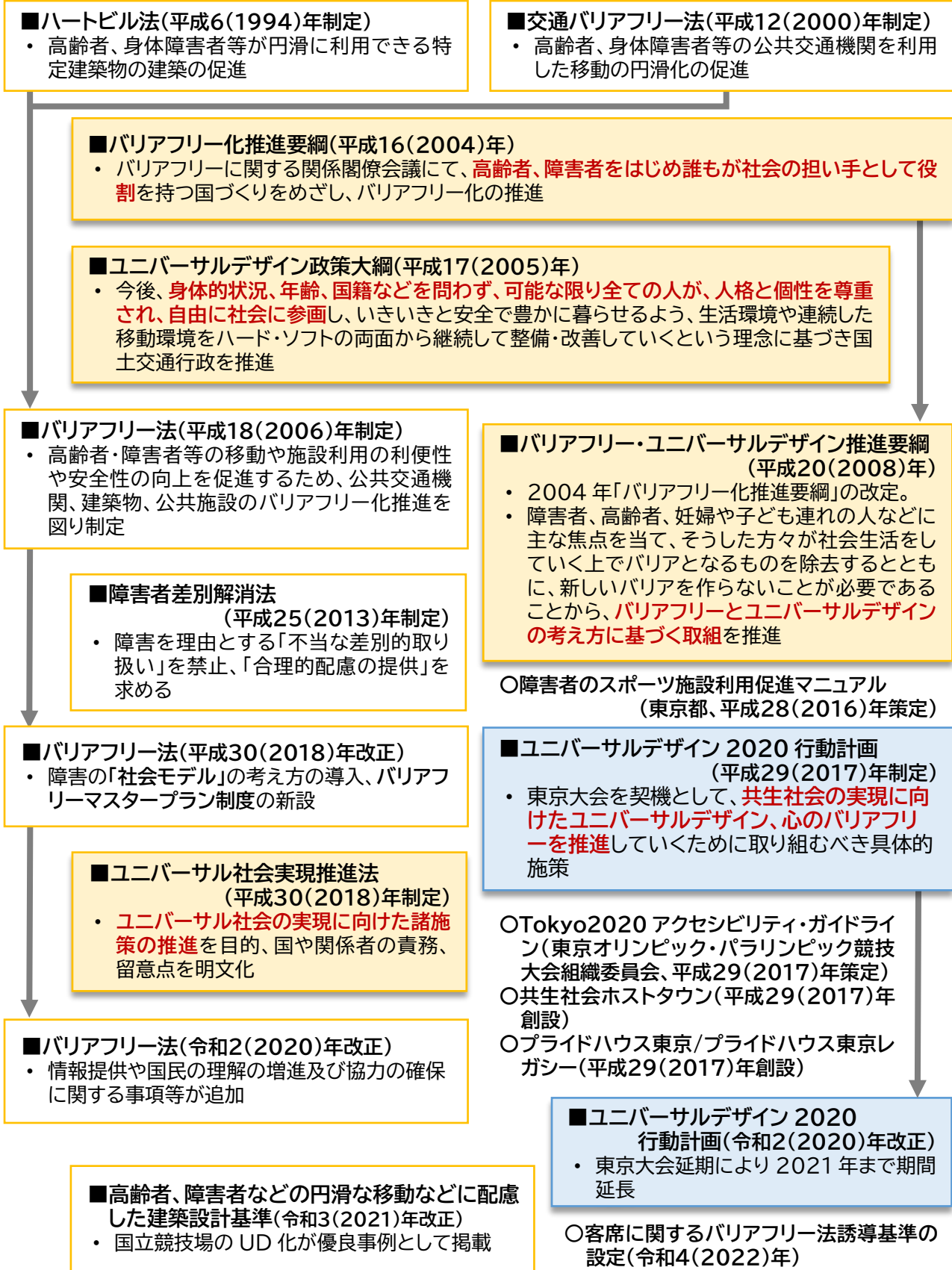
一方、「ユニバーサルデザイン」は、安全・安心の範囲を拡大させ、様々な身体的な能力を持つ人、どのような年齢の方でもすべての人が使いやすさを重視し、追求していくものであると考えます。

【ユニバーサルデザインの考え方】



(出典)ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針(福島県)を用いて作成

[ユニバーサルデザイン等のこれまでの動向]



様々な分野で「ユニバーサルデザイン化」の動き

- 道路空間・公園(国土交通省)
- 放送・音(総務省)
- 教材・教育(文部科学省)
- 災害情報・避難誘導(消防庁)
- カラーユニバーサルデザインガイドライン(各種自治体)等

2 本ガイドブックの内容・構成

(1)本ガイドブックで扱う「スポーツ」の概念

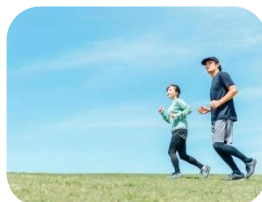
●スポーツは、「文化としての身体活動」を意味する広い概念

スポーツ基本法において、スポーツについて以下の通り記載されています。

[スポーツ基本法]

- スポーツは、世界共通の人類の文化である。
- スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。～(省略)
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。
- スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

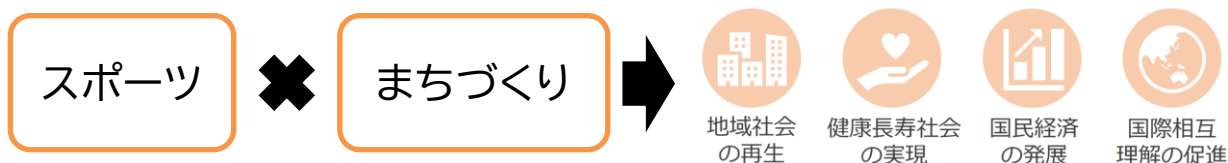
スポーツ＝“身体を動かす”という広義な意味



また、第3期スポーツ基本計画(令和4(2022)年3月25日策定)においても、『スポーツは、「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being」の考え方にもつながるものである。』と記載されています。

●スポーツには、「社会活性化等に寄与する価値」を有している観点

スポーツを通じて他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという側面を持つ「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」という観点もあると考えます。





本ガイドブックでは、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進によって生まれる、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる『場』について扱っていきますが、内容に応じて、スポーツ施設を介して、地域の社会課題の解決に資する取組等にも触れていきます。

(2)本ガイドブックの対象

本ガイドブックは、主に、スポーツ施設を設置する「**地方自治体**」と、そのスポーツ施設を設計、建設、管理・運営を行う「**民間事業者・団体等**」を対象としています。スポーツ施設において、ユニバーサルデザイン化を推進するために、どのような考え方を持つ必要があるのか、どのような取組を行う必要があるか等を、わかりやすく実践的にご紹介することを目的としています。

また、民間事業者が保有、また事業推進しているスポーツ施設についても、利用者の満足度の向上、そして顧客獲得に向け、参考となる内容もありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと考えています。

本ガイドブックは、こんな方々に参考となります！

<p>地方自治体</p> 	<p>[スポーツ施設を保有している地方自治体]</p> <ul style="list-style-type: none">● スポーツ施設を保有し、その既存施設を持続的に管理・運営していきたいと考えている地方自治体● 保有しているスポーツ施設が老朽化しており、一部改修等により、施設の質の向上を図りたいと考えている地方自治体● スポーツ施設を核に、スポーツを通じた地域活性化、共生社会の実現を目指していきたいと考えている地方自治体 <p>[スポーツ施設を新築・改築しようとしている地方自治体]</p> <ul style="list-style-type: none">● 地域の実情や住民のニーズに合わせて、スポーツ施設を新築・改築しようとしている地方自治体● スポーツを通じて地方活性化を推進していくために、スポーツ施設の建設を検討している地方自治体
<p>民間事業者 ・団体等</p> 	<p>[スポーツ施設の計画・構想に関わる民間事業者・団体等]</p> <ul style="list-style-type: none">● スポーツ施設の構想・計画の策定支援を行なっている民間事業者・団体等(シンクタンク・コンサルティング会社、まちづくり会社、エリアマネジメント会社など) <p>[スポーツ施設の設計・建設を担う民間事業者・団体等]</p> <ul style="list-style-type: none">● スポーツ施設の設計・建設を行う民間事業者・団体等(SPC 関連事業者、設計会社、建設会社、設備会社、メーカーなど) <p>[スポーツ施設の管理・運営に携わる民間事業者・団体等]</p> <ul style="list-style-type: none">● 地方自治体から委託等によって、スポーツ施設の管理・運営に携わる民間事業者・団体等(SPC 関連事業者、施設の管理・運営会社、スポーツ関連会社、メンテナンス会社、地域団体、スポーツ協会など) <p>[スポーツ施設を保有している民間事業者(民間スポーツ施設)]</p> <ul style="list-style-type: none">● 自社でスポーツ施設を保有し、事業推進している民間事業者・団体等(スポーツ関連会社、フィットネス・ジムなど)

本ガイドブックの内容は、民間事業者が福利厚生施設として保有しているスポーツ施設や一般開放等を行なっている学校体育施設等でも参考となる考え方や内容も記載されています。スポーツ施設のあり方を踏まえ、不特定多数の方が利用する施設においては、ぜひ、ユニバーサルデザイン化に取り組んでください。

(3)本ガイドブックで扱うスポーツ施設

本ガイドブックで扱う内容は、「スポーツ施設の敷地内」を原則とします。



まち全体でユニバーサルデザイン化を実現するためには、「スポーツ施設の敷地内」に加え、スポーツ施設の敷地外についても、積極的にユニバーサルデザイン化を図り、それらの取組と連動させ、まちづくりとして一体的な取組を推進していくことが大事となります。

そのため、スポーツ振興の施策だけではなく、都市計画や交通施策、福祉施策等といった様々な分野の計画や事業との連携を図ることに留意してください。

【スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化に係る関連計画】

分野	内容
スポーツ振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治体において、スポーツ振興に関する総合的・中長期的な計画 ● 自治体内のスポーツ施設を活用し、どのような属性のスポーツを「する」、「みる」の方向性や取組を位置付けるとともに、<u>スポーツ施設自体のあり方や活用方法を設定</u>する。
個別施設計画 長寿命化計画	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ施設の現状を検証し、住民が安全・安心に、快適に施設を利用することができるよう、施設の更新・統廃合・長寿命化、効果的かつ効率的な整備と管理運営等に向けた方針や具体的な取組を示した計画 ● スポーツ施設を適切に管理運営、整備を行なっていくのか位置付ける。
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治体の都市の将来あるべき姿を想定し、必要な規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする方法や手段を定めた計画 ● 都市づくりに合わせて、スポーツ等に係るゾーニングやスポーツ施設の配置、周辺の土地のあり方等を位置づける。
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが安全で快適に移動しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、バリアフリー法に基づく法定計画として、バリアフリー化に関する基本方針等を定めた計画 ● バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区、各地区の方針や具体的な事業内容等を位置付ける。
交通施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通のあり方やユニバーサルデザインを配慮した交通システム等に関する取組を位置づける。
健康・福祉施策	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ施設の活用や取組の連携等によって、住民の健康づくりや福祉サービス等の分野に関する取組等を位置づける。

スポーツ施設は、様々な構成要素で構成されています。スポーツ施設全体のユニバーサルデザイン化を推進するため、本ガイドブックでは、「スポーツを『する』場」、「付帯施設」、それらを「つなぐ空間」の3つに区分しています。

スポーツ施設の敷地内

スポーツを「する」場

※「みる」場も一部含む



グラウンド



体育館(アリーナ)



プール



トレーニングルーム(ジム)

つなぐ空間



駐車場



歩道等

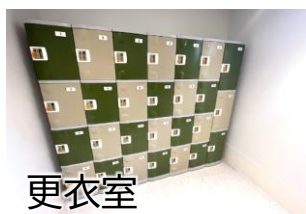


入口・受付



廊下

付帯施設



更衣室



シャワー室



トイレ



多目的室



倉庫



カフェ等



託児・保育室等



相談室等

(4)本ガイドブックで想定する利用属性

ユニバーサルデザインの観点から、本ガイドブックでは、スポーツ施設を利用する属性を、以下の通りと想定します。

また、中には、複数の特徴が重複する場合もあることから、複数の特徴に留意した対応が求められます。

障害者基本法(平成23(2011)年改正)において、「障害者」は、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

従来であれば、障害者に含まれない者についても、障害者の対象とされており、上記の状態におかれる場合は身体障害者手帳等の交付の有無は関係ありません。

各利用属性の特徴において、一般的な特徴例を記載しており、記載内容が必ずしも利用者に当てはまるわけではありません。

また、本ガイドブックでは、利用者に対する配慮事項がわかるよう、下記①～⑦の利用属性を「障害者」、⑧～⑭を「健常者」と定義し記載していますが、“障害者＝健常者(常に健やかな者)ではない”ということではありません。スポーツ施設において、**合理的配慮※の考え方にに基づき、誰もが利用できる場づくりを進めることが重要**となります。

※合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

[利用属性の特徴]

① 肢体不自由 (立位・車いす利用)

- 手足、体幹の機能に障害があり、稼働範囲が制限され、車いす(電動・手動)や杖、補装具などを使用している
- 脳性麻痺や脳血管障害などの後遺症による不随意運動を伴う場合がある
- 脊髄損傷の場合、手足が動かない、感覚がない、体温調節が困難な場合がある
- 介助犬※を連れて生活している人がいる

※介助犬は「介助犬」と記載された表示をつけている。表示を付けている場合は業務中である。

② 視覚障害

- 全く見えない、視力が弱い、視野が狭い、視野の一部が欠ける、色の判別がつかない、光がまがしい等、視覚障害の中にも様々な症状の度合い、見えにくさを抱えている
- 白杖の使用や盲導犬※を連れて、生活している人がいる

※盲導犬は白や黄色のハーネスを装着している。ハーネスを使用しているときは業務中である。



盲人のための
国際シンボルマーク

3 聴覚障害

- 全く聞こえない、片耳だけ聞こえる、高音が聞こえない等、聴覚障害の中にも様々な症状の度合いや聞こえにくさを抱えている
 - 外見上で障害の有無を判断することが難しく、当事者が話せていても聞こえていない場合がある
 - 全ての当事者が、手話や筆談ができるとは限らない
 - 当事者の中には、発話が不明瞭など言語障害を伴う場合がある
 - 補聴器の使用や聴導犬*を連れて、生活している人がいる
 - 聴覚障害があることを示すためのマークとして、耳マークがある
- *聴導犬は「聴導犬」と記載された表示をつけている。表示を付けている場合は業務中である。



4 内部障害

- 心肺機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、HIV による免疫機能の7種類が身体障害者福祉法で定められている
- 健常者に比べて感染症にかかりやすい
- 臓器だけでなく、全身の機能が低下している場合があり、疲れやすい
- 人工肛門・人工膀胱(ストーマと総称)を使用して排泄を行う。(ストーマ保有者のことをオストメイトという)
- 内部障害があることを示すマークとして、ハート・プラス・マークやヘルプマークがある



5 知的障害

- 複雑な事柄や抽象的な概念を理解するのが困難な場合がある
- 外見上で障害の有無を判断することが難しい
- 軽度な障害の場合は、自立して行動しており、重度な障害の場合は、支援者と行動を共にすることが多い
- 漢字の読み書きや計算が困難な場合がある
- 突然意識を失うてんかんを伴う場合がある
- ダウン症の場合、筋肉の低緊張、身体・知的・言語で発達の遅れ、心臓・消化器・目・耳に疾患が伴うことがあり、疲れやすく、動作がゆっくりである一方、見て覚えるのは得意という特性がある

6 精神障害

- 統合失調症、うつ病、てんかん、不安障害、アルコール依存症などの精神疾患により、幻覚や妄想、不安や不眠、動悸や発作などの症状が見られる
- ストレスに弱く、対人関係や物事の手続きを進めることが苦手な場合がある
- 服薬により、喉が渇きやすく疲れやすい場合がある
- 日によって症状が変わりやすいが、適切な治療と服薬で症状をコントロールできることも多い

7 発達障害

- 自閉症スペクトラム
他者の立場に立つことや場の雰囲気を読むことが難しく、他者との社会的な関係構築が難しい。興味関心が狭く、特定のものにこだわる。音や光に対して敏感で、人混みが苦手な場合がある。
- 注意欠如多動性障害(ADHD)
注意が長続きしない。落ち着きがなく、衝動性が強いことがある。
- 学習障害(LD)
読み書き計算など特定の能力に著しい困難がある。

8 高齢の方

- 臓器機能の低下や、病気の併存などを伴う場合がある
- 病気ではないが、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態となりやすい(フレイル)
- 外部環境に合わせて、体温・水分・血糖値・血圧などを調節する能力が低下する
- すり足や歩幅の減少が見られる
- 老眼・目のかすみ、難聴、嗅覚・味覚の低下、触覚・温度覚の鈍化が始まる
- 骨密度・筋肉量・筋力・関節可動域の低下、肺活量の低下により、運動に支障が生まれる

9 子育て親世代

- 子どもが乳幼児の場合、親は授乳やおむつ替え、ぐずったときのあやしを行う必要がある
- また、粉ミルクや離乳食、おむつなどの必需品が多く、移動の際にはベビーカーを使用している場合が多い
- 子どもの面倒を見ることが忙しく、親自身、時間の余裕が持てないことがある
- 子どもの成長に関する悩みを抱えるケースも多く、相談できる場所がないと悩むことがある

10 女性(妊婦/一般女性)

- 妊婦は、疲労感が強く、多くの休息が必要な場合がある
- 妊娠期間が経過するに伴い、腹部や乳房が大きくなり、外見で妊婦だとわかるが、妊娠初期は外見上で判断することが難しい
- 心臓に負担がかかり不整脈が起こることがある
- 腎臓の動きが活発で、トイレの数が多くなり、時には吐き気や嘔吐、胸焼けを伴う場合がある
- 背骨のカーブがきつくなり、背部痛が生じる
- 妊産婦であることを示すマークとして、マタニティマークがある

11 子ども

- 発達・発育の段階の度合いには、個人差がある
- 時には、親や大人が予期せぬ行動をとることがある

12 外国人

- 日本での生活が長い外国人でも、難しい日本語や漢字が理解することが難しい
- 日本文化や日本独特の習慣を知らない場合がある
- 日本では馴染みのない宗教を信仰している外国人がいる
- 外国人の中には、国籍が日本で、日本人のアイデンティティを持つ方もいる

13 LGBTQ+

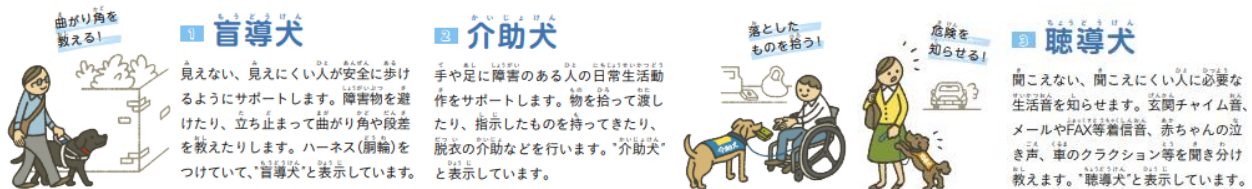
- LGBTQ+は、レズビアン(女性同性愛者)ゲイ(男性同性愛者)バイ(両性愛者)トランスジェンダー(心と身体の性の不一致)クエスチョニング(わからない)クィア(いずれでもない)の頭文字を取ったもの
- 性別は「性的指向」「性自認」「身体の性」があり、それぞれに対してグラデーションがあり、男女の二元でなく、LGBTQ+ですべてを包括できるものではない
- トランスジェンダーは身体と性自認が異なるが、性同一性障害とは異なる

14 上記以外の属性

- 利用属性の中には、上記に当てはまらない場合や健常者であっても、その日の体調等によって、普段とは異なる様々な特徴を有する

【参考】身体障害者補助犬(以下、「補助犬」という)

- ・身体障害者補助犬は、盲導犬、介助犬及び聴導犬のこと
- ・身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬
- ・法に基づく表示



(出典)身体障害者補助犬リーフレット(厚生労働省)



インターセクショナルな差別や不平等に敏感になる

人種・性別・性的指向・言語・宗教・政治的またはその他の意見、国や社会的な出身などは、個人のアイデンティティや「その人らしさ」に関係する属性です。

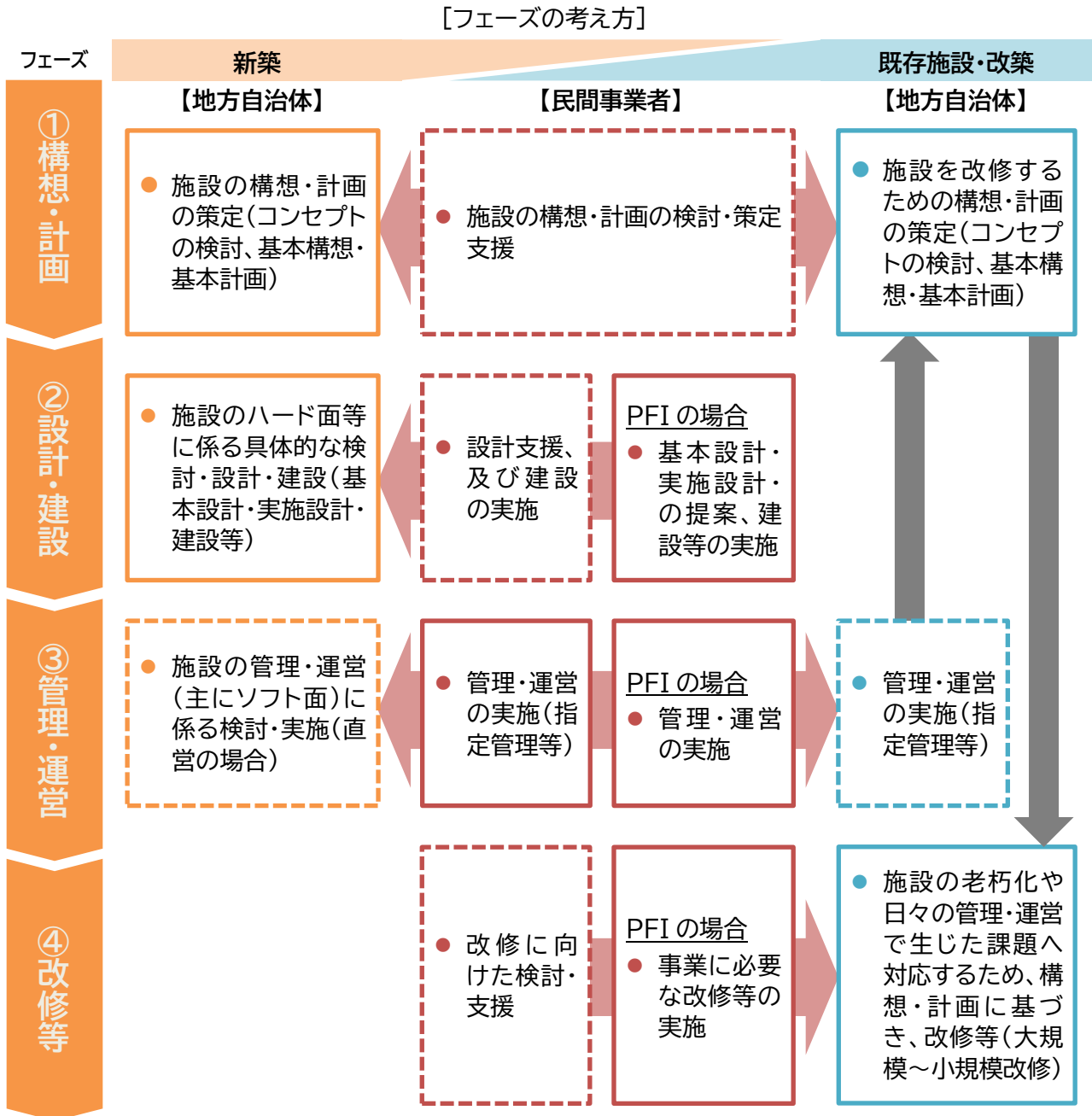
差別や抑圧、不利益は、これらの属性に加え、障害の有無や経済的状況など、複数の要素が重なりあって生まれています。こうした複雑な状況を理解するための枠組みは「インターセクショナルリティ(交差性)」という言葉で説明されています。

たとえば「女性」という集団に属する人のすべてが同じ差別や抑圧を体験するわけではありません。黒人女性が同性愛者である場合、その人は人種差別、性差別、同性愛者への嫌悪を同時に体験することになり、その体験は黒人男性や白人同性愛者が体験する差別とは異なります。「インターセクショナルリティ」という枠組みを理解することで、差別や抑圧体験にも多様性があることについて視野を広げることができます。

<協力> 来田享子(中京大学スポーツ科学部 教授)

(5)本ガイドブックの構成と活用方法

スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進にむけ、計画から運営までのフェーズに着目します。各フェーズの参考書として、本ガイドブックを活用して、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に取り組んでいきましょう。



Column

PFI(Private Finance Initiative:民間資金等活用)とは…

PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

【PFI事業により期待される効果】

- ① 低廉かつ良質な公共サービスが提供される
- ② 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
- ③ 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

[本ガイドブックの内容と活用方法]

	解説内容	活用方法(実現できること)		該当する章	
		<地方自治体>	<民間事業者・団体等>		
1	スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の現状を整理し、現在、どのような課題が生じているか解説	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン化の現状、スポーツ施設における一般的な課題等について把握する。自地域でのユニバーサルデザイン化の現状を再認識するきっかけとなるとともに、推進に向けた機運醸成を図る。 		第1章	
2	スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化のあり方や目指す姿、実現に向けての考え方を解説	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン化を推進することによって、どのような地域を実現することができるのか等を理解し、自地域でのまちづくりの展開を考えるきっかけとなる。 		第2章	
3	ユニバーサルデザイン化を推進していくにあたり、各フェーズで具体的に配慮すべき事項等、事例等を用いて解説	構想・計画	<ul style="list-style-type: none"> 想定する利用者の声を把握し、スポーツ施設が地域の核となる可能性を探る。 	<ul style="list-style-type: none"> 構想・計画の策定支援において、配慮すべき事項の参考となる。 	第3章
		設計・建設	<ul style="list-style-type: none"> ハード面の障壁を減らし、利用者が安全・安心にスポーツができる施設を整備することができる。 発注時、仕様書の内容や企画内容の審査項目の指標の参考となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計時に、配慮すべき事項を的確に抑えることができる。 地域の実情に応じて、まちづくりへの発展に資する提案の参考となる。 	
		管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> 発注の際の仕様書の内容や企画内容の審査項目の指標の参考となる。 指定管理等の事業者への評価項目の指標の参考となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理・運営を的確に実施することができ、利用属性に応じて質のよいサービスを展開することができ、利用者の満足度、再来館へつながる。 	
		改修等	<ul style="list-style-type: none"> 課題への対応としての方法とその効果の参考となる。 	<ul style="list-style-type: none"> PFI等の場合、配慮すべき事項の参考となる。 	
4	スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進にむけて、PDCAの考え方や活用できる支援等を解説	<ul style="list-style-type: none"> 持続的な取組を推進するため、PDCAの考え方を理解することができる。 各フェーズにおいて、活用することができる支援策等を把握する。 		第4章	
5	利用する属性ごとのリスクと望まれる配慮事項について解説	<ul style="list-style-type: none"> 利用属性の特徴やリスク、その対応策等の理解につながり、利用者へのサービスの質の向上、満足度の向上等に寄与する。 		資料編	
6	施設の場所ごとのリスクと望まれる配慮事項について解説	<ul style="list-style-type: none"> 場所ごとのリスク、その場所での対応策等の理解につながり、自施設の状況に応じた取組を推進することができる。 			
7	具体的な施設において、参考となる取組事例を解説	<ul style="list-style-type: none"> 自地域の状況に応じて、他地域の事例を知ることができ、自地域のスポーツ施設のあり方を検討するきっかけとなる。 		事例編	



本ガイドブックと合わせて、参考としてほしい資料について

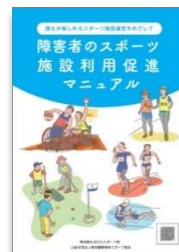
スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進の実現に向け、本ガイドブックの他に、以下の資料も合わせてご確認することによって、更に効果的な取組となります。

[大規模な工事等を必要としないソフト面からの工夫や障害者への配慮について参考となる資料]

● 障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル

(東京都/東京都障害者スポーツ協会)

東京都及び(公社)東京都障害者スポーツ協会が作成したマニュアルで、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しめるよう、区市町村や民間のスポーツ施設等に取り入れていただきたい工夫や配慮・図や写真で紹介しています。また、マニュアルの内容をわかりやすく解説した動画も公開されています。(令和5年3月改訂)



[「設計・建設」、「改修等」を行う際、参考となる資料]

● 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)

全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもの。



● Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)

組織委員会は、このガイドラインに基づき、東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセスの機会を確保すべく環境整備を図ることで、障がいの有無に関わらず、すべての人々が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に貢献することを目指す。



[管理・運営を行う際、参考となる資料]

● 川崎市 障害者スポーツ受入マニュアル(川崎市市民文化局市民スポーツ室)

誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを目的として、施設管理者向けに、障害・障害者への基礎的理解と施設内の場所別の工夫や留意点について記載したマニュアル。



その他にも、「資料編」に参考となる様々な資料を紹介しています

第1章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の現状

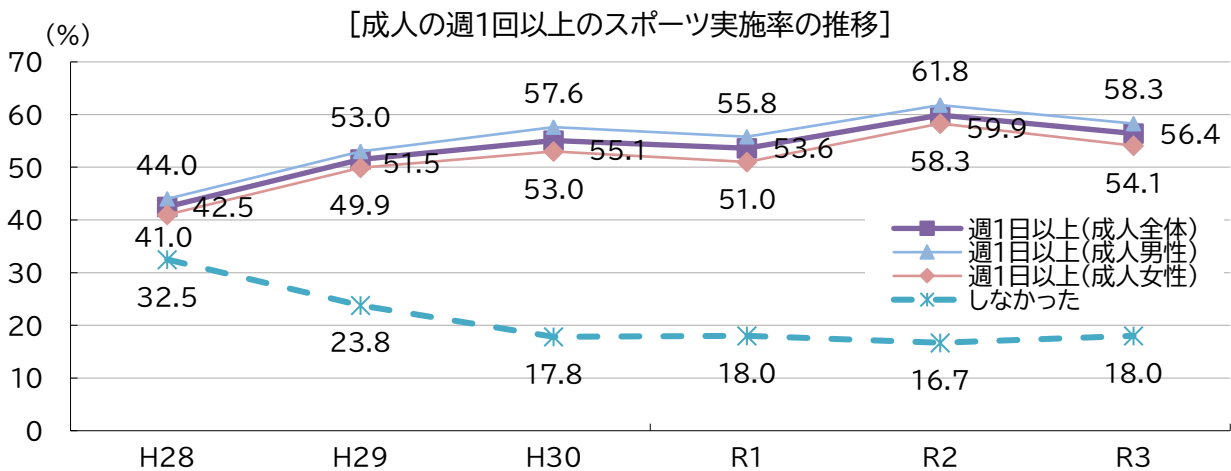
1 スポーツ施設が置かれている現状

(1) スポーツの実施について

① スポーツ実施率

成人全体において、週1回以上のスポーツ実施率は、56.4%となっており、第3期スポーツ基本計画で目標としている70.0%を下回っている状況であることから、更なる取組が求められます。

特に、女性においては、仕事や家事、育児等によってスポーツに関わる時間が少なく、スポーツ実施率が低い傾向が続いていることから、女性がスポーツしやすい環境づくりが求められます。

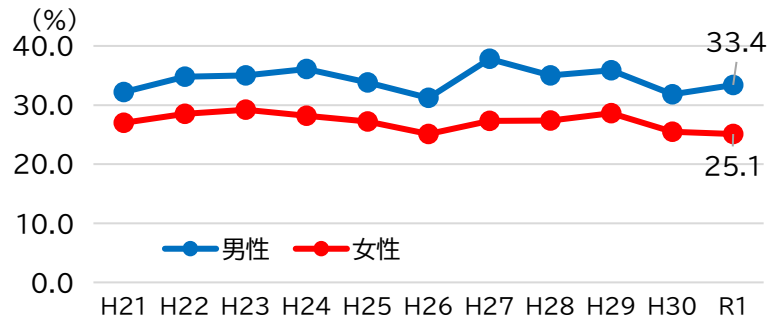


(出典) スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(平成28年度以降)

成人の1回30分以上の運動を週2回以上、1年以上実施している者の割合は、令和元(2019)年度でみると、男性が33.4%、女性が25.1%となっており、女性の方が男性に比べて、運動習慣がないことがわかります。

※「運動習慣のある者」とは、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者。

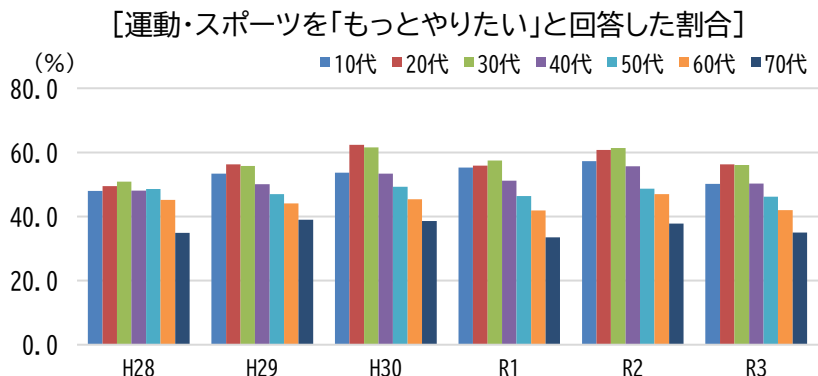
[運動習慣のある者の割合の年次推移(20歳以上)]



(出典) 厚生労働省「令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要」図33-1抜粋

② 運動・スポーツの実施状況に対する満足度

10~30代といった若い世代や働き盛り世代、子育て世代等において、運動・スポーツをもっとやりたいと、約半数以上の回答があります。多くの人が運動・スポーツの機会を求めていることがわかります。

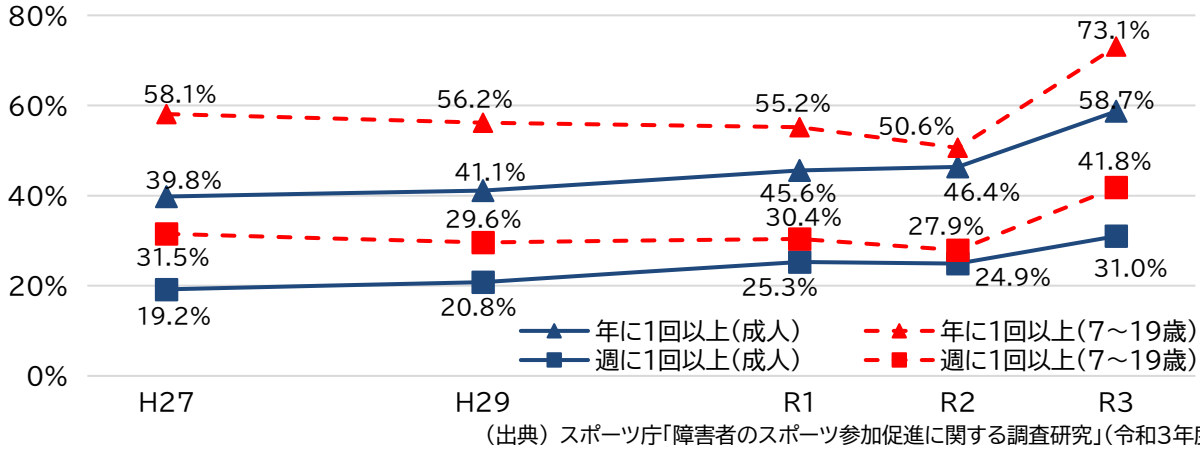


(出典) スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(平成28年度以降)

③ 障害者のスポーツ実施率

障害者のスポーツ実施率は、総じて上昇傾向であることがわかります。しかし、第3期スポーツ基本計画で目標としている数値(週1回以上のスポーツ実施率 40.0%)より、下回っている状況であり、更なる環境整備や機会の創出が求められます。

[障害者のスポーツ実施率の推移(週に1回以上及び年に1回以上)]

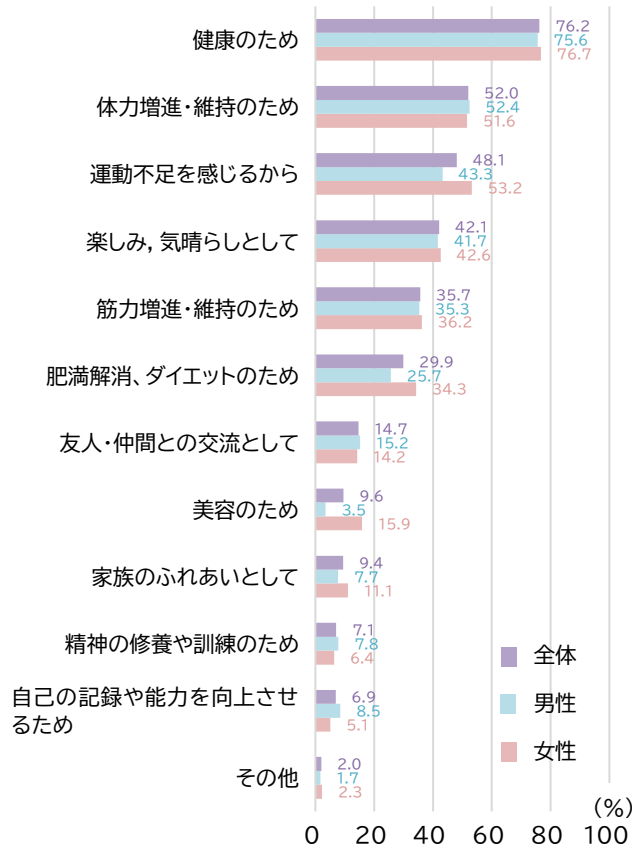


④ スポーツの実施要因・阻害要因

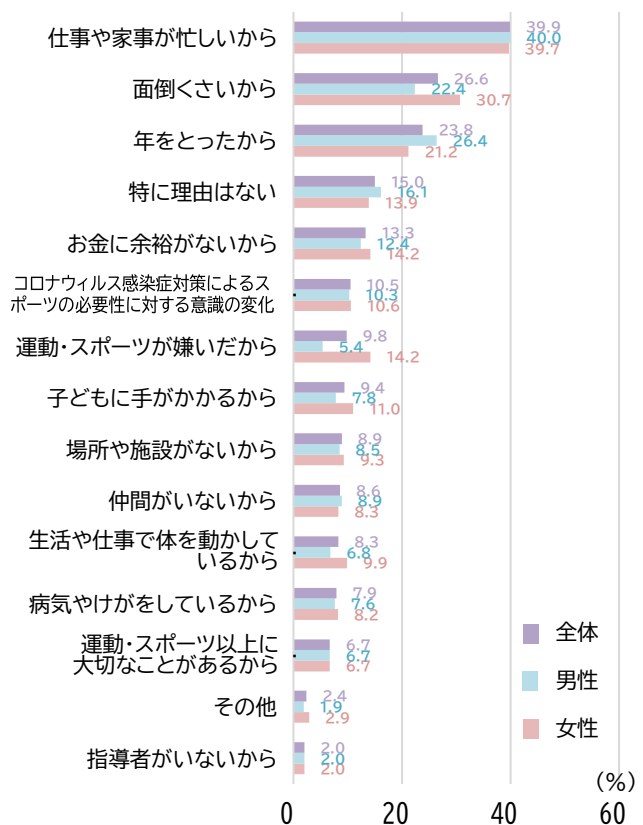
令和3(2021)年度の運動・スポーツを実施した理由は「健康のため」(76.2%)、「体力増進・維持のため」(52.0%)、「運動不足を感じるから」(48.1%)が続いています。

一方、スポーツの阻害要因は「仕事や家事が忙しいから」(39.9%)、「面倒くさいから」(26.6%)、「年をとったから」(23.8%)と続いています。

[運動・スポーツを実施した理由]



[運動・スポーツを実施する頻度が減ったまたはこれ以上増やせない理由]

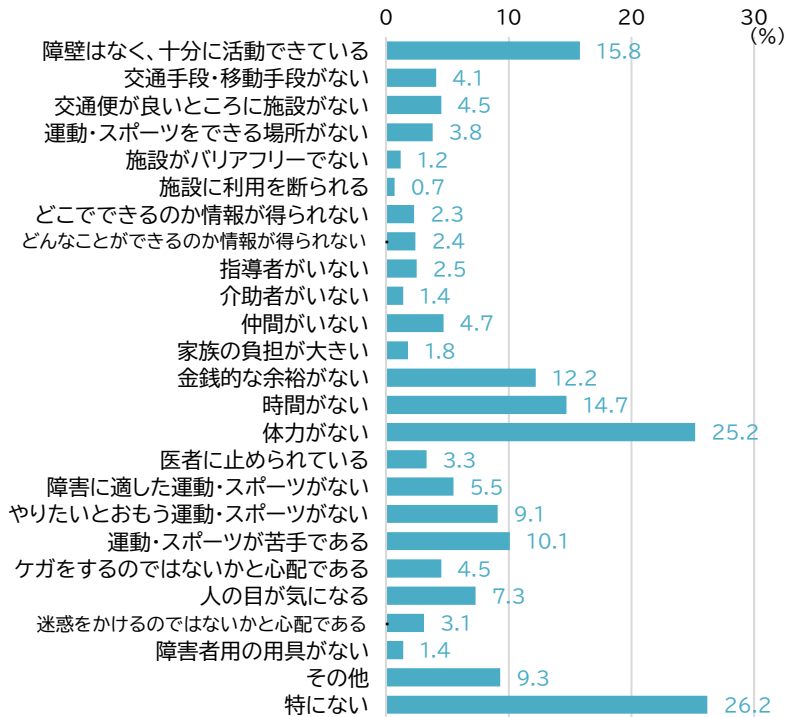


(出典) スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和3(2021)年度)

5 スポーツの実施の障壁

令和3(2021)年度の障害者におけるスポーツの実施の障壁は、「体力がない」、「時間がない」といった健常者と同様の理由の他、「運動・スポーツをできる場所がない」、「交通の便が良いところに施設がない」、「情報が得られない」等といったスポーツ施設に係る障壁も見受けられます。

[運動・スポーツの実施の障壁(障害者)]

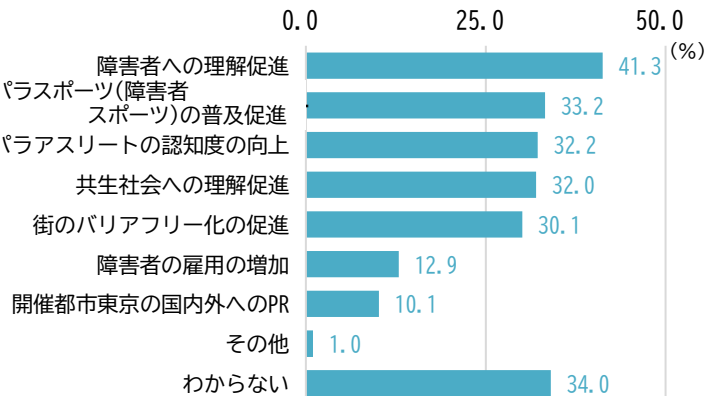


(出典)スポーツ庁「令和3年度障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

(2) 共生社会への意識について

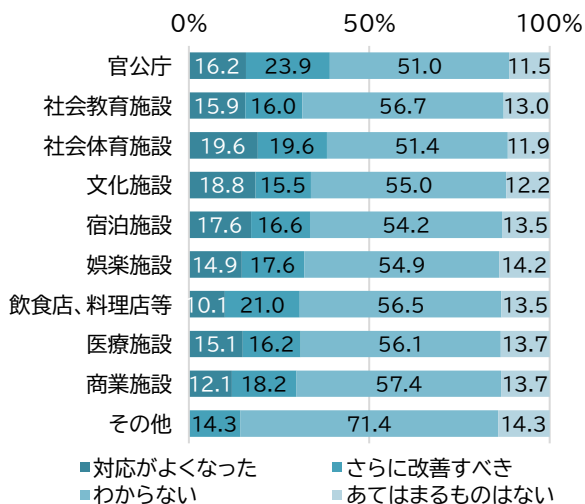
東京2020大会開催の効果として、共生社会や障害者の理解、バリアフリーの促進の効果が得られたという回答が多く占めています。また、東京2020大会の開催決定以降、体育館、プール等の社会体育施設において、障害のある人に対するスタッフの対応やバリアフリー化が進んだという回答も見られるものの、今後更なる改善も求められます。

[東京 2020 パラリンピック開催による効果]

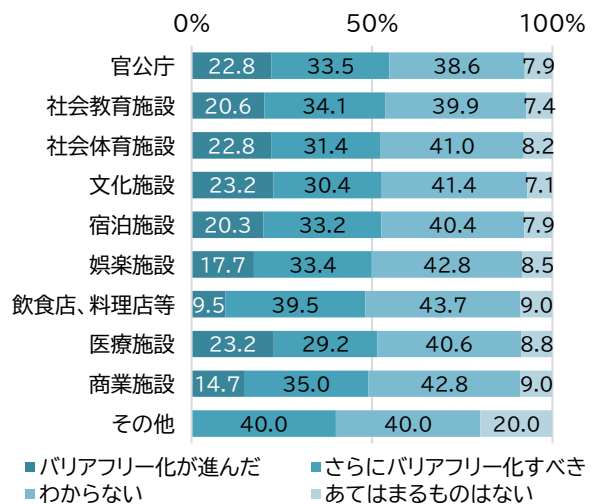


(出典)東京都「東京 2020 パラリンピック競技大会後の都民意識調査」(令和3(2021)年)

[障害のある人に対するスタッフの対応]



[バリアフリー化の対応]



(出典)東京都「東京 2020 パラリンピック競技大会後の都民意識調査」(令和3(2021)年度)

(3)セクシュアルマイノリティについて

スポーツに参加する際、LGBTQ+などにとって下記の通り、様々な障壁があり、時にはスポーツ活動を諦めようと思うこともあります。そのため、それぞれの悩みに配慮した対応を行うことによって気兼ねなくスポーツをする環境づくりが求められます。

[LGBTQ+などの人がスポーツの場で抱える困難や課題、スポーツを諦めようと思ったこと]

①スポーツ活動場面	男女でユニフォームや移動着の色や形が違うこと
	女性のオフィシャルスーツがスカートしかなかったこと
	グループ分けで「男子はこっち、女子はこっち」と分けられること
	練習時の更衣室がほかのみんなと一緒にだったこと
	合宿の時に、希望も聞かれないまま男女で部屋割りがされたこと
	合宿時にみんなと風呂に入ること
②指導者やチームメイトの対応で困ったこと、嫌だったこと	男子は「くん」、女子は「ちゃん」「さん」で呼ばれること
	指導者に相談したら、指導者が勝手にチームメイトにバラしてしまったこと
③スポーツ活動を諦めようと思ったこと	必ず男女で分かれて競技をすること
	指導者の性的マイノリティへの理解が少ないこと
	チームメイトにカミングアウトするか悩んだ
	性別変更手術をしたため競技を継続できるのかわからなくて悩んだ

(出典)日本スポーツ協会 体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン 第2版



スポーツ庁における各種施策について

○Sport in Life プロジェクト

一人でも多くの方にスポーツを楽しんでいただき、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会を目指し、「Sport in Life プロジェクト」がスタート。

東京 2020 大会を新たなスタート地点として、地方自治体やスポーツ団体、そして経済団体、企業等がそれぞれ独自で進めるスポーツを推進する取組をさらに盛り上げていくことで、東京 2020 大会のレガシーとして、多くの方にスポーツを楽しんでいただける社会を目指す。



Sport in Life

○障害者スポーツ推進プロジェクト

障害のあるなしに関わらず、広く人々がスポーツに参画できる環境を整備するとともに、障害者スポーツの関心を高め、障害者スポーツの裾野を広げていくための取組を行っている。特に、東京 2020 大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境の整備を進めている。

○女性スポーツ

女性のスポーツ参加を応援。女性には、体の変化にともなうそれぞれの年代に特有の健康課題があるが、こうした健康課題の中には、適度な運動習慣を身に付けることで予防できるものもある。

生涯にわたって健康に過ごすために、女性特有の健康課題を知り、生活の中にスポーツを取り入れられるよう、日常生活シーンの中で「楽しく」「手軽に」「家族と一緒に」取り組めるプログラムを紹介。



2 利用者からみるスポーツ施設の現状

第3期スポーツ基本計画で目標に掲げているスポーツ実施率に向け、更なる取組を推進していくことが求められます。また、東京2020大会の開催によって、共生社会の実現への機運は高まり、大会レガシーとして継続的な取組も行われつつあります。

このような環境下において、今後、「誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場」を構築するため、スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進は、非常に重要な考え方のひとつです。

そのため、各当事者・団体やスポーツ施設に対して、ヒアリングを行い、各フェーズにおいて、利用者からの視点での課題を整理しています。

※各事項の詳細の内容については、[第3章](#)に記載、利用属性や場所ごとの内容については、[資料編](#)に記載しています。

(1) 構想・計画 ～施設の考え方やあり方について～

<p>①利用者の声が反映されていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「運動・スポーツを楽しみたい」と思っても、利用属性ごとに様々な障壁を感じており、なかなか身近な場所で、気軽にスポーツを「する」ことができる場が少ない。その要因として、様々な利用属性の声が反映されていないことが考えられる。 施設の「安全・安心」の概念が怪我や事故への要望・対応に留まり、人権への考え方が欠落している場合も見受けられる。
<p>②地域において、スポーツ施設のあり方が不明確である</p>	<ul style="list-style-type: none"> 単なるスポーツを「する」施設ではなく、地域の実情を鑑みた施設のあり方が求められ、機能の複合化・集約化等によって、利用属性のニーズを踏まえたスポーツ施設が求められる。
<p>③様々な主体と連携した取組になっていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> スポーツは、様々な分野に横断する特性があるものの、行政内及び行政・民間事業者間において、横断的な連携が不十分である。

(2) 設計・建設 ～設備等のハード面について～

<p>①スポーツ施設へ行くまでに障壁がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設に駐車場がないことは、利用者の来館意向の低下につながることもある。 障害者や子育て世代にとっては、標準的な駐車場の規格だと利用しづらいと感じる。
<p>②施設内でのアクセシビリティが不十分である</p>	<ul style="list-style-type: none"> 階段や段差は、利用者にとって障壁となり、転倒等により怪我をする恐れがある。 特に、視覚障害者は、視界が悪いため、安全・安心して施設を利用することが難しい。
<p>③利用属性に応じた規格となっていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身体の大きさや障害の特性によって、利用しやすい規格が異なる。また、情報の取得方法も、障害の違いによって異なり、様々な利用の想定が求められる。

④利用属性の特性に応じた設計となっていない	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者それぞれ異なる特性を有しているため、誰もが利用できる施設となるよう、様々な工夫や配慮が求められる。 ・また、属性や目的を限定しないパーソナルなスペースも求められる。
⑤誰もが気軽にスポーツを「する」ことができない	<ul style="list-style-type: none"> ・健常者とは異なり、障害者がスポーツを「する」際に必要となる用具等がある。また、障害の特徴に応じた環境づくりも必要となる。 ・施設の規模によって、利用者の数や属性が異なることから、フレキシブルな対応が求められる。
⑥案内表示がわかりづらい	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用にあたって、案内表示は重要な役割となるが、誰にとっても取得しやすい表示になっていない場合がある。
⑦利用者が居心地の良い空間に配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は、スポーツを「する」以外にも、人々との交流の機会を創出する場にもなりうる。
⑧誰もが気軽にスポーツを「みる」環境が不十分である	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす利用者や補助犬同伴者が、健常者同様の選択肢を持ってスポーツを「みる」環境が整っていない。

(3)管理・運営 ～施設を利用する際の受入環境・人的サービス等について～

①施設を利用したいと思うことができる情報が乏しい	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がスポーツをしたいと思った際、どのような受入環境の施設かわからず、本当に利用できるか、断られたりしないか不安となる。
②ひとりで円滑に施設内を移動することができるか不安である	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の構造上、段差や階段がある場合、ひとりで施設内を円滑に移動して、施設を利用できるか不安である。
③安全・安心して施設を利用できるか不安である	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで、安全・安心して施設を利用することができる環境が整っているか不安である。
④気軽に身体を動かすことができる場であるか不安である	<ul style="list-style-type: none"> ・各利用属性が気軽に参加することができるプログラムが展開されていると参加しやすい。 ・様々な利用属性を受け入れ、安全・安心して施設を利用することができる環境となっているか不安である。 ・ひとりで運動できる環境があるか、また万が一の際、安心したサポートを受けながら、気軽に運動できる環境が整っているか不安である。 ・また、最初は、どんな運動・スポーツを行ってよいのかわからないため、相談できる仕組みがあると、気軽に来館することができる。
⑤車いす利用でも気軽にスポーツをみる環境が整っていない	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす利用者が観覧する場所が整っていない施設もあり、気軽にスポーツをみるのが難しい。

(4)改修等

①老朽化等により、安全・安心な環境が整っていない	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化等によって、利用者が安全・安心して、施設を利用することが難しい施設が見受けられる。
--------------------------	--

第2章 誰もが利用しやすいスポーツ施設のあり方

1 スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の考え方

すべての人の多様なニーズを考慮し、性別、年齢、能力等に関係なく、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいような「場」を構築するために、ユニバーサルデザイン化の7つの指標に基づき、「スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の考え方」を踏まえることが重要となります。

ユニバーサルデザインの7つ指標

◆公平性

誰でも使えて
手にいれることが出来る

スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の考え方

- ✓ 誰でもいつでもどこでも、気軽に公平に利用・参加できる施設であること

例 ・ 多様な属性に応じた用具や備品を整備する 等
・ スポーツ施設のコンセプトがインクルーシブルである 等

◆自由性

柔軟に使用することが
できる

- ✓ 一人ひとりの能力や価値観に合わせて柔軟に参加・利用することができること

例 ・ バリアフリーに加え、誰でも利用しやすい施設設計が行われている 等
・ 幅広い利用時間やプログラムを設定する 等

◆単純性

使い方が簡単にわかる

- ✓ 誰でも施設を直感的に効率よく参加・利用することができること

例 ・ 施設内や機器等説明がなくても一人で利用できる工夫が施されている 等

◆わかりやすさ

使う人に必要な情報が
簡単に伝わる

- ✓ 施設内やスポーツ実施に係る情報がわかりやすく簡単に入手できること

例 ・ 施設内の動線が分かりやすく構築されている 等
・ 音声案内や点字、文字表示等の様々な方法で情報が伝えられている 等

◆安全性

間違えても
重大な結果にならない

- ✓ 誰もがケガや事故、身体的負担、人権侵害にならず、のびのびと参加・利用することができること

例 ・ フルフラット、スロープや手すり等が設置されている等
・ 過度な補助ではなく、見守り体制が構築されている等

◆省体力

少ない力で効率的に、
楽に使える

- ✓ 自然な姿勢で運動することができ、少ない力でも楽に利用することができること

例 ・ 引き戸や左右対称の空間(手すり等)で構成され、誰もが無理なく利用しやすい 等
・ 簡易的な運動が展開、容易に参加することができる 等

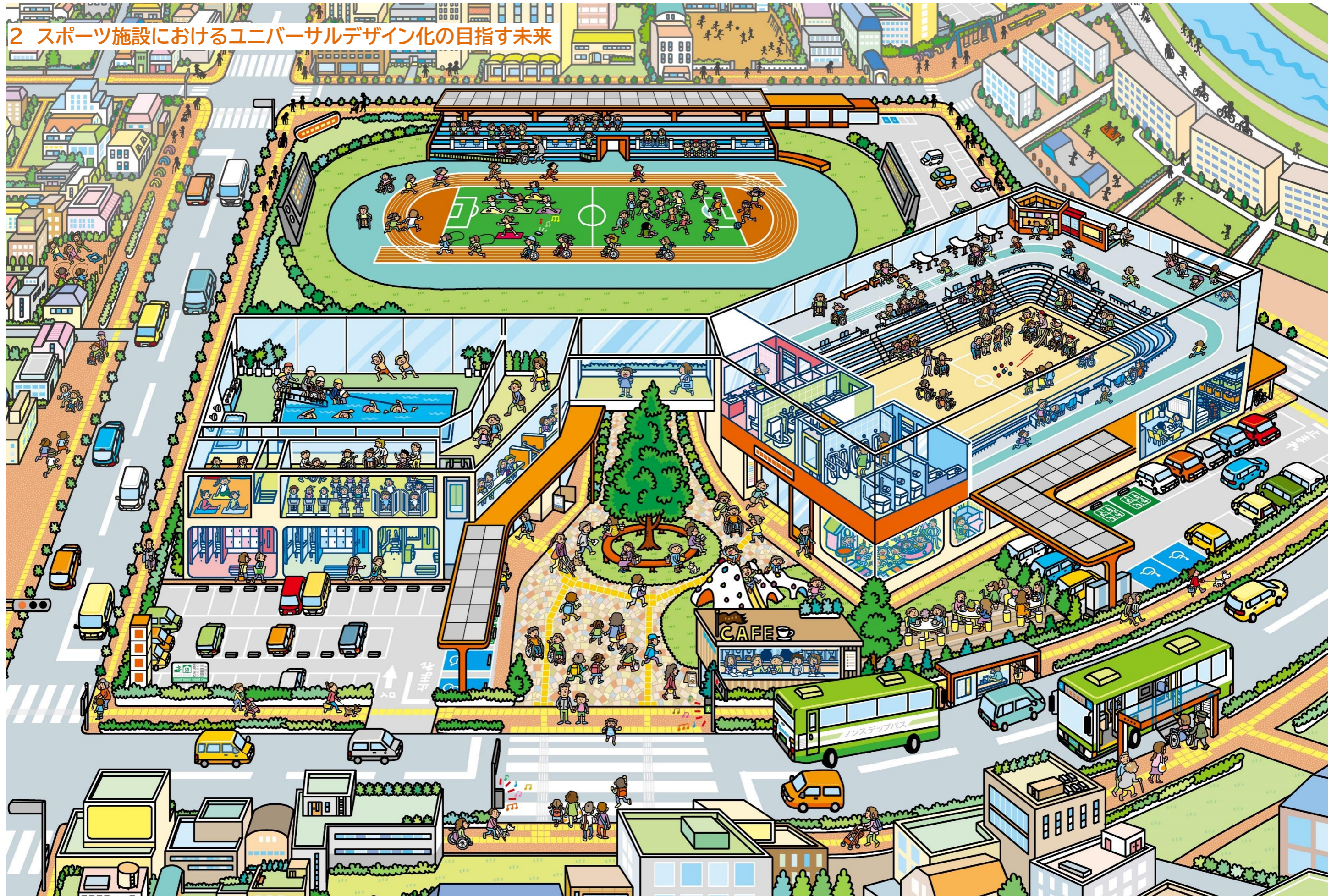
◆スペース確保

使うときに
適当な広さがある

- ✓ 施設内において、誰もがアクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

例 ・ プールサイドや駐車場のスペースを広く確保する 等
・ 通路等に物を置かない、整理整頓されている 等

2 スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の目指す未来



3 ユニバーサルデザイン化の推進のポイント

前頁に示す「スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の目指す未来」を実現していくために、以下の5つのポイントに留意し、各取組を推進しましょう。

Point① スポーツ施設におけるユニバーサルデザインは、「すべての人」が対象であること

- ユニバーサルデザインとは、冒頭でも記載したとおり、「身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が利用しやすいデザイン」であることを指します。
- 高齢者や障害者であれば、配慮した取組(バリアフリー等)を行う場合が多いと思います。しかし、健常者の中にも体調等に応じて、スポーツ施設の利用しやすさも異なります。
- したがって、スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進は、異なる個性を有する“すべての人*”を対象とし、どんな利用者に対しても適切に配慮するとともに、施設の整備や管理・運営を行う際、「平均的な人」といった設定をするのではなく、はじめから、多種多様な人の利用を念頭に置くことが大事です。

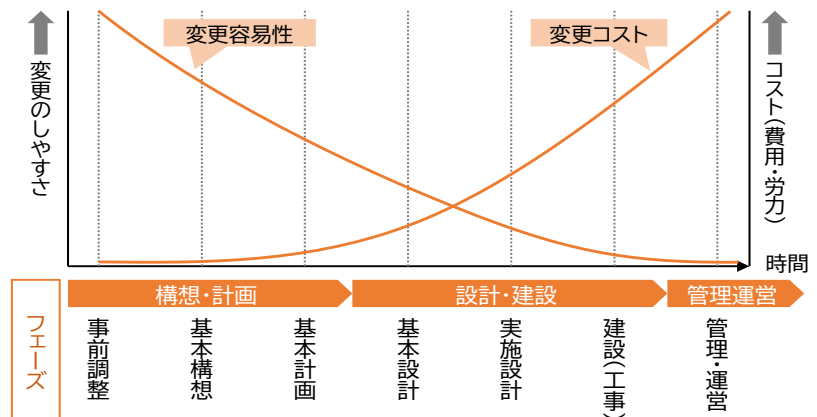
※本ガイドブックでは、本人の健康状態等に応じて、自主的かつ自律的にスポーツを行うことができる人を対象とする。

[異なる個性・特性の例]

身体能力・体調等	年齢・家族構成	障害	性別	国籍
・異なる身体能力や怪我、体調等の状況	・幼児・子どもから成人、高齢者等、子育て世代等家族構成	・個人によって異なる障害の度合いや症状等	・性的指向、性自認等性的マイノリティ	・国籍の違いで生まれる文化や風習
				

Point② はじめから、どのようにすればできるのかといった発想をもつこと

- バリアフリーは、平均的な人を対象とした標準設計によって生じる障壁を解消するといった主に事後的に特別なデザインを施すといった考え方です。しかし、ユニバーサルデザインは、はじめから、可能な限り、多様な人の利用を考慮し、「できない」ではなく、どのようにすれば対応できるのかといった発想をもつことが大事です。
- ユニバーサルデザインの考え方をもつことによって、将来の改造・改修工事が減り、利用者の自立が促進され、施設の利用率が向上するなど、環境保全や社会全体の中期的コストの縮減にも寄与することが望まれます。



Point③ 様々な利用者のニーズに応じたデザインは多種多様であること

- ユニバーサルデザインは、利用者のさまざまなニーズを捉え、デザインのあり方を話し合い、そして知恵をしばり、創意工夫を凝らすことから生み出されるものだと考えます。そのため、「このような特徴のある利用属性には、〇〇な取組が望ましいだろう」といった思い込みは、逆にその利用属性において、利用しにくい施設となる恐れもあります。
- したがって、スポーツ施設の整備や管理・運営を行う際、これまでの既存の取組に捉われず、ものごとを多角的に捉え、利用属性に応じた方法を模索することが大事です。

Point④ 常に、様々な利用者の声を把握し、対応を検討すること

- ユニバーサルデザイン化を進めるにあたって、施設管理者や関係者の知識や思い込み等によって検討した対応策では、当事者にとって本当に利用しやすい施設になるとは限りません。
- また、施設の立地条件や予算等によって対応できる水準や優先度の考え方は個別の施設で異なることから、常に、様々な利用者の声を把握し、どのような対応を図ればいいのか、どのような対応を選択するべきか等、検討することが大事です。



国立競技場整備事業におけるユニバーサルデザインワークショップの様子

Point⑤ 絶えず見直し・改善を行い、スポーツ施設の魅力の向上

- ユニバーサルデザインは、はじめから、可能な限り取り組む必要があります。しかし、創意工夫というものに終わりはなく、最初からすべての人のニーズを満たす完成されたデザインを生み出すことは難しく、実質的に不可能だと考えられます。
- また、地域の実情や利用属性、施設の運営方法、施設の築年数等、様々な要因によっても、利用状況や利用しやすさは異なるとともに、社会や人々の価値観が変化することによって、求められる施設や機能も変化していくことが考えられます。
- そのため、「誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場」を実現していくためには、絶えず創意工夫と見直し・改善を行うことが重要です。

